

起業の手数料引き下げ

定款認証 資本金300万円未満対象

政府は、起業しやすくするため、会社の設立に必要な費用の一部を引き下げた。政府は「脱ハンコ」など行政手続きの見直しに力を入れてきたが、今回もその一環だ。ただ、引き下げ幅や対象企業は限定的で、経済の活性化につながるかどうかは見通せない。

政府は、起業しやすくするため、会社の設立に必要な費用の一部を引き下げた。政府は「脱ハンコ」など行政手続きの見直しに力を入れてきたが、今回もその一環だ。ただ、引き下げ幅や対象企業は限定的で、経済の活性化につながるかどうかは見通せない。

は、決まり事などを記した定款をつくり、公証人と面談して認証してもらう必要がある。認証の手料は、いまは一律5万円だ。法務省は来年1月から、資本金100万円未満の会社は3万円、資本金100万円以上300万円未満は4万円に下げると定めた。300万円以上の会社は現状

維持となる。1939年に認証制度が始まってから、初の引き下げとなる。会社の資本金は1円でも起業できるため、公証人への手数料が一律5万円では負担が大きいとの指摘があった。菅政権で規制改革を担当してきた河野太郎・前行政改革相は、1日の会見で「経済活力の妨げになっ

ている」と述べていた。定款認証制度の見直しは、行政手続きのオンライン化を進める有識者による政府の検討会で、3年前に議論された。経済界からは「忙しい起業家にとって手続きが煩雑」などとして、認証制度そのものの廃止を求める意見もあった。手続きの見直しとして

は、オンラインで公証人と面談する仕組みを2019年から導入することが、決まっていた。公証人は定款を認証した遺言状をつくったりする公務員で、全国に約500人いる。裁判官や検察官の経験者らが大半で、退官後の「天下り先」になっているという批判もくすぶる。

定款の認証手数料

1939年	15円
46年	50円
47年	200円
48年	600円
61年	1000円
66年	1500円
71年	3000円
74年	10000円
77年	20000円
82年	40000円
93年	50000円

2022年
(資本金100万円未満) 30000円

(資本金100万円以上
300万円未満) 40000円

※2021年までは一律の金額。22年の変更は1月1日からの予定

今回の認証手数料の引き下げの背景には、昨年9月に規制改革の担当になった河野氏の手腕もあった。内閣府に設けた縦割り110番に「手数料が割高だ」という声が寄せられ、見直しを調整した。河野氏は脱ハンコを掲げ、大半の行政手続きがオンラインでできるように取り組んだ。

政府の規制改革が一定の成果を上げたと評価することもできるが、会社の設立には認証手数料のほかに登録免許税などもかかる。有識者による検討会のメンバーだった、起業を支援す

る創業手帳(東京の大久保幸世社長は「もっと大胆に下げてほしかった。起業にかかる全体のコストを考えると、1万円や2万円の引き下げは誤差の範囲内だ」と話す。(編集委員・堀籠俊材)